

令和3年

# 三好市教育委員会 11月定例会

日時 令和3年11月24日（水）午後2時  
場所 三好市教育委員会 会議室

ふるさと  
「郷土を愛し、生涯を通して『学び』を実現する教育の創造」

三好市教育委員会

# 令和3年三好市教育委員会11月定例会次第

## 1 開会

## 2 報告

## 3 承認

令和3年三好市教育委員会10月定例会会議録の承認について

## 4 議案

第33号 令和3年度12月補正予算案について

第34号 三好市教職員のハラスメント防止等に関する要綱の一部を改正する訓令について

第35号 三好市指定文化財指定に係る文化財保護審議会への諮問について

## 5 その他

# 行 事 一 覧 表

令和3年10月22日 ～ 令和3年11月23日

行 事 名	開催月日	場 所	備 考
市民大学講座「笠井信輔」氏	10/23	総合体育館	三好市民文化祭
市民大学講座「夏井いつき」さん句会ライブ	10/31	三野体育館	三好市民文化祭
県・市町村教育委員会教育委員等研修会	11/4	教育委員会室	※オンライン研修
庁議	11/8	本庁	
学校支援ボランティア運営協議会	11/8	総合体育館	
三好市PTA協議会要望	11/9	教育委員会室	
社会教育委員会	11/10	総合体育館	※
三好郡市小学校長会要望	11/13	教育委員会室	
三好教霊祠祭	11/16	東みよし町	出雲神社
第3回管区別教育長会・校長会	11/22	総合体育館	※

## 【行事予定】

三好市社会福祉大会	11/29(月)	14:00	総合体育館
議会(開会)	12/1(水)	10:00	本庁
庁議	12/2(木)	15:00	本庁
園長・校長会	12/6(月)	15:30	三好教育センター
議会(一般質問・議案質疑)	12/8(水)～10(金)	10:00	本庁
議会(文教厚生委員会)	12/14(火)	10:00	本庁
第3回教育支援委員会	12/15(水)	13:30	総合体育館
議会(委員長報告・散会)	12/22(水)	10:00	本庁
総合教育会議	12/23(木)	13:30	教育委員会室
定例教育委員会	〃	15:30	〃

## 議案第33号

### 令和3年度12月補正予算案について

令和3年三好市議会12月定例会議に提出される令和3年度教育委員会関係部局の補正予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求める。

令和3年11月24日提出

三好市教育委員会  
教育長 竹内 明裕

#### 1 補正予算内容

次のとおり

##### 学校教育課

###### 歳出

9款 教育費 2項 小学校費 1目 学校管理費

10節 需用費

感染症対策等の学校教育活動継続支援事業 1,450千円

9款 教育費 3項 中学校費 1目 学校管理費

10節 需用費

感染症対策等の学校教育活動継続支援事業 600千円

###### 歳入

15款 国庫支出金 2項 国庫補助金 5目 教育費国庫補助金

1節 小学校費国庫補助金 725千円

2節 中学校費国庫補助金 300千円

##### 社会教育課

###### 歳出

9款 教育費 5項 社会教育費 2目 公民館費

12節 委託料 設計委託料

馬路分館移転改修工事設計業務委託料 4,128千円

人事關係予算

歳出

- 9款 教育費 1項 教育總務費 2目 事務局費
  - 3節 職員手当等 扶養手当 100千円
  - 再任用職員通勤手当 7千円
- 9款 教育費 2項 小学校費 1目 学校管理費
  - 8節 旅費 会計年度任用職員費用弁償 231千円
- 9款 教育費 3項 中学校費 1目 学校管理費
  - 8節 旅費 会計年度任用職員費用弁償 65千円
- 9款 教育費 5項 社会教育費 1目 社会教育總務費
  - 8節 旅費 会計年度任用職員費用弁償 17千円
- 9款 教育費 5項 社会教育費 6目 文化財保護費
  - 3節 職員手当等 通勤手当 13千円
  - 8節 旅費 会計年度任用職員費用弁償 12千円
- 9款 教育費 6項 保健体育費 1目 保健体育總務費
  - 8節 旅費 会計年度任用職員費用弁償 3千円
- 9款 教育費 6項 保健体育費 2目 学校給食費
  - 3節 職員手当等 扶養手当 52千円
  - 再任用職員通勤手当 2千円
- 9款 教育費 6項 保健体育費 3目 体育施設管理費
  - 8節 旅費 会計年度任用職員費用弁償 2千円

## 2021年（令和3）年度 12月補正予算概要

（単位：千円）

款項目	9款 2項 1目 : 学校管理費	
概 要	節（説明）	金額
<p>○ 感染症対策等の学校教育活動継続支援事業                      学校における感染症対策を強化するために必要となる保健衛生用品等の購入を行うもの。                      事業費は池田小学校を除く13校にそれぞれ10万円、池田小学校に15万円。                      補助率は2分の1（国庫補助金）。</p> <p>※ 2020年度一般会計補正予算第11号において同事業を補正計上し、2021年度に繰越。                      池田小学校を除く13校にそれぞれ80万円、池田小学校に120万円。補助率は2分の1（国庫補助金）。</p>	10 需用費	1,450
		合 計
（財源） 国庫補助金（学校保健特別対策事業費補助金）725千円 一般財源 725千円		

（単位：千円）

款項目	9款 3項 1目 : 学校管理費	
概 要	節（説明）	金額
<p>○ 感染症対策等の学校教育活動継続支援事業                      学校における感染症対策を強化するために必要となる保健衛生用品等の購入を行うもの。                      事業費は中学校6校にそれぞれ10万円。                      補助率は2分の1（国庫補助金）。</p> <p>※ 2020年度一般会計補正予算第11号において同事業を補正計上し、2021年度に繰越。                      中学校6校にそれぞれ80万円。補助率は2分の1（国庫補助金）。</p>	10 需用費	600
		合 計
（財源） 国庫補助金（学校保健特別対策事業費補助金）300千円 一般財源 300千円		

## 2021年（令和3）年度 12月補正予算概要

（単位：千円）

款項目	9款 5項 2目 : 公民館費	
概 要	節（説明）	金額
<p>○馬路分館移転改修工事設計業務委託料</p> <p>1. 概要                      旧 J A阿波みよし白地支店（池田町馬路馬場 1 番地 3）の事務所（鉄骨造平屋建・床面積196㎡）及び、附属建物・倉庫（鉄骨造二階建・床面積 1 階82.5㎡、2階24㎡）を改修し、馬路公民館を当該建物に移転するための設計委託料。</p> <p>2. 改修内容等                      公民館機能を有効に利活用するため、馬路地区住民から出された要望を館長及び団体・地区代表者等により集約し、市との協議を経て改修方針を定めた。                      本館は敬老会、避難所、イベント（ミニコンサート・展示会・発表会など）、サロンルーム、ミーティング等に利用し、附属の倉庫に調理施設を設ける。</p> <p>3. 以後の予定                      補正予算承認後に設計委託業務の入札・発注を行い、改修工事費が確定次第、関係予算を計上する。</p>	<p>12 委託料 (7 設計委託料)</p>	<p>4,128</p>
		<p>合 計 4,128</p>
<p>（財源）</p> <p>一般財源            4,128千円</p>		

議案第34号

三好市教職員のハラスメント防止等に関する要綱の一部を改正する訓令について  
 三好市教職員のハラスメント防止等に関する要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年11月24日提出

三好市教育委員会教育長 竹内 明裕

三好市教職員のハラスメント防止等に関する要綱の一部を改正する訓令  
 三好市教職員のハラスメント防止等に関する要綱（令和2年三好市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(教育委員会の責務)                      第4条 三好市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、ハラスメントの防止のための対策として、次の措置を講ずる責務を有する。                      (1) ハラスメントの防止に関する指針の周知及びハラスメントの防止のための具体的な指針の策定を行うこと。                      (2) ハラスメントの防止に関する啓発活動及び研修を行うこと。                      (3) その他ハラスメントの防止に関する措置を講ずること。</p>	<p>(教育委員会の責務)                      第4条 (略)                      (1) (略)                      (2) ハラスメントの防止に関する啓発活動を行うこと。                      (3) <u>次条の規定により所属長が講ずる措置</u>に関する措置、<u>指導又は助言</u>を行うこと。                      (4) その他ハラスメントの防止に関する措置を講ずること。</p>

附 則

この訓令は、令和3年12月1日から施行する。



議案第 35 号

三好市指定文化財指定に係る文化財保護審議会への諮問について

三好市文化財保護条例（平成 18 年条例第 107 号）第 13 条第 5 項の規定により、三好市文化財保護審議会へ諮問することについて、次のとおり議決を求める。

令和 3 年 11 月 24 日提出

三好市教育委員会  
教育長 竹内 明裕

諮問物件 別添え資料のとおり

令和 3 年 11 月 8 日

三好市教育委員会 様

申請者 住所 三好市井川町  
氏名 お薬師さんのケヤキ保勝会  
会長 中瀧 清文

三好市指定 史 跡  
名 勝 指定申請書  
天然記念物

下記のものを、三好市指定 史 跡  
名 勝 に指定下さるようお願い  
します。 天然記念物

記

- 1 種別及び名称 お薬師さんのケヤキ
- 2 所在地および地目 三好市井川町神田 3214 番の 3 山林
- 3 所有者の氏名及び住所 三好市井川町 上程 博文
- 4 管理者の氏名又は名称及び住所  
中瀧 清文  
三好市井川町
- 5 由来等  
薬師岡の「おやくっさん」として古くより巨樹が祀られていた。野住妙見神社が開拓前の原生林を残し安産信仰が今なお残る子安観音が右の袂守り、当お薬師様が左の袂守りとして地区民から護持され、巨樹が保存されてきた。
- 6 現状  
胸高周囲 7m を超え、車道に近接し、遠望も可能である。
- 7 保存の方法  
保勝会が好機に結成され、保存に取り組んでいる。
- 8 その他参考となるべき事項